

春日部市手数料条例の一部を改正する条例

春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	造成宅地面積が0.1ha未満 1件につき 86,000円	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ又は第31条の2第2項第15号ハ若しくは第62条の3第4項第15号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	造成宅地面積が0.1ha未満 1件につき 86,000円
		0.1ha以上0.3ha未満 1件につき 130,000円			0.1ha以上0.3ha未満 1件につき 130,000円
		0.3ha以上0.6ha未満 1件につき 190,000円			0.3ha以上0.6ha未満 1件につき 190,000円
		0.6ha以上1ha未満 1件につき 260,000円			0.6ha以上1ha未満 1件につき 260,000円
		1ha以上3ha未満 1件につき 390,000円			1ha以上3ha未満 1件につき 390,000円
(略)	(略)	3ha以上6ha未満 1件につき 510,000円	(略)	(略)	3ha以上6ha未満 1件につき 510,000円
		6ha以上10ha未満 1件につき 660,000円			6ha以上10ha未満 1件につき 660,000円
		10ha以上 1件につき 870,000円			10ha以上 1件につき 870,000円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

租税特別措置法第28条の4第3項第6号、同項第7号口、第63条第3項第6号、同項第7号口若しくは第68条の69第3項第6号に規定する住宅又は同法第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものについての認定の申請に対する審査	優良住宅新築認定申請手数料	新築住宅の床面積の合計が 100㎡以下 1件につき 6,200円 100㎡を超え、500㎡以下 1件につき 8,600円 500㎡を超え、2,000㎡以下 1件につき 13,000円 2,000㎡を超え、10,000㎡以下 1件につき 35,000円 10,000㎡を超え、50,000㎡以下 1件につき 43,000円 50,000㎡を超える 1件につき 58,000円
--	---------------	--

租税特別措置法第28条の4第3項第6号、同項第7号口、第63条第3項第6号、同項第7号口若しくは第68条の69第3項第6号に規定する住宅又は同法第31条の2第2項第16号ニ若しくは第62条の3第4項第16号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものについての認定の申請に対する審査	優良住宅新築認定申請手数料	新築住宅の床面積の合計が 100㎡以下 1件につき 6,200円 100㎡を超え、500㎡以下 1件につき 8,600円 500㎡を超え、2,000㎡以下 1件につき 13,000円 2,000㎡を超え、10,000㎡以下 1件につき 35,000円 10,000㎡を超え、50,000㎡以下 1件につき 43,000円 50,000㎡を超える 1件につき 58,000円
--	---------------	--

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。